

アレルギー疾患対策の推進に係る連携・協力に関する協定書

写

大阪府（以下「甲」という。）とアストラゼネカ株式会社（以下「乙」という。）とは、大阪府のアレルギー疾患対策の推進に向けて、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携及び協力をを行い、府民のアレルギー疾患の発症・重症化予防や症状改善に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- （1）アレルギー疾患に関する正しい知識の普及啓発に関すること。
- （2）アレルギー疾患医療提供体制の整備に関すること。
- （3）その他、甲、乙が必要と認めること。

2 前項に定める事項に関する連携を効果的に推進するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。なお、実施時期、実施方法その他の具体的な事項については、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

（他者との協力・連携）

第3条 甲及び乙は、アレルギー疾患対策を推進するため、本協定の妨げとならない限り、第三者とも連携・協力を図り、本協定を通じて得た知見を活用できるものとする。この場合も、甲及び乙は本協定に定める事項を遵守する。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく取組の実施にあたり知り得た個人情報等の機密情報を、相手方の書面による事前の承認を得ないで第三者に開示・漏洩してはならない。

2 前項に定める義務は、本協定の終了後も存続するものとする。

（協定期間）

第5条 本協定の期間は、締結日より1年間とする。

2 前項の協定の期間の満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも、この協定を解除する旨の申出がない場合は、この協定の期間は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協定の変更及び解除)

第6条 本協定の内容の変更又は解除は、甲又は乙のいずれかの申出に基づき、甲及び乙の協議によって行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対して何らの通知も要せず、この協定を解除することができる。

(1) 相手方が反社会的勢力(暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人などを含むがこれに限られない。)との関係を有し、又は関係を有することとなったとき。

(2) 相手方に対して脅迫的、暴力的または法的な責任を超えた要求をしたとき。

(3) 相手方の信用を失墜させ、又は相手方の業務を妨害する行為があったとき。

3 前項の規定により、この協定を解除した者は、この協定が解除されたことによって相手方に損害が生じた場合であっても、これを賠償する一切の責を負わないものとする。

(その他の事項)

第7条 甲及び乙は、本協定を履行するにあたり、以下のことを確認する。

(1) 適用される各種法令や製薬業界における自主規制等を遵守すること

(2) 本協定に基づく履行を除き、相手方から何らの便益が与えられるものではないこと

(3) 本協定の内容が、規制当局からの指示や指導、製薬業界における透明性ガイドライン等の取り決め又はそれぞれのポリシーに基づき、開示されることがあること。但し、当該開示にあたっては、事前に相手方に協議のうえ通知することとする。

(疑義等の決定)

第8条 本協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議の上で決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年8月27日

甲 大阪府大阪市中央区大手前二丁目1番22号
大阪府知事 吉村 洋文

知事印

乙 大阪市北区大深町3番1号グランフロント大阪タワーB
アストラゼネカ株式会社

代表取締役社長 ステファン・ヴォックストラム

代表
者印